

水のゆくえ

～暮らしに役立つ下水道～

使った水は 正しく下水道へ



新潟市下水道キャラクター 水玉ぼうし

市内の小学生が命名したこの名称には
下水道の大切な役割である

「川や海の汚れを**ぼうし**する」

「大雨による被害を**ぼうし**する」

という意味が込められています



山も、田畑も、
川も、海も、美しく、
次世代へ。新潟市

目次

循環する水と下水道	P 1	水洗化工事の助成金・融資制度	P 9
下水道の役割	P 3	下水道使用料	P11
受益者負担金・受益者分担金	P 5	下水道利用の注意点	P13
下水道処理開始区域と排水設備	P 7	下水道についてのお問い合わせ先	P15

循環する水と下水道



下水道って何？



A. 汚れた水をきれいにして川や海へ
戻す施設、それが下水道です！

川や海が汚れないように、まちが雨水で浸水しないようにと、
私たちが安全で快適に暮らすためには、下水道は欠かせません。
下水道は、家庭や工場から出される汚れた水を集め、きれい
にしてから川へ戻します。また、まちに降った雨水を川や海
へ流します。こうして、目に触れないところで私たちの暮らし
を支えています。

下水道施設は、皆さんからご利用いただかないとその役割を
果たすことができません。ご理解とご協力をよろしくお願いします。



地球上の水は蒸発し雲となり、雨となって地上に降りそそぎます。降った雨水はやがて川となって海へ流れ、再び蒸発して雲になります。また、地上に降りそそいだ水の一部は地下に浸透し、大切な植物を育てています。数十億年前から、この循環を繰り返してきました。私たちが毎日使っている水も、このサイクルのなかにあり、水は、地球上の生命にとってなくてはならない大切なものです。

ところが近年、川や海の水は人口の増加や産業の発達により汚染され自然の浄化作用ではなかなか回復できなくなりました。私たちは使って汚した水をきれいにしてから川や海へ戻さなければなりません。こうした中で活躍するのが「下水道」なのです。



下水道は私たち自身のため、そして次の世代の人々のためにも、守り育てていかなければならない大切な公共施設です。



下水道の役割



下水道ができると暮らしはどう変わる？



きれいで住みよいまちになり、
衛生的に暮らせます！
また、浸水の心配がなくなります！



汚れた水が、住宅のまわりにたまると、いやなおいがしたり、ハエや蚊などが発生する原因にもなります。下水道ができると、汚れた水がたまらず、清潔で住みやすいまちになります。



▶ さわやかな生活ができます。

くみ取り式トイレや浄化槽をやめ、下水道管に直接流す水洗トイレにすることにより、し尿はほかの汚れた水と一緒に処理場できれいにされ、衛生的でさわやかな生活ができます。



▶ 浄化槽の維持管理をしなくてもすみます。

一般に普及している単独浄化槽は、トイレの水だけを処理する施設で台所や風呂などの生活雑排水は処理されません。また、合併浄化槽を含め適正な維持管理をしないと、その機能がはたされません。下水道ができると、浄化槽なしで直接水洗トイレの水と生活雑排水を下水道管へ排出することができ、日常の維持管理から解放されます。

▶ 雨水を排除し、 浸水から暮らしを守ります。

都市化が進み、緑地や空き地が減ると、雨水が地面にしみこむ量が減り、流れ出る雨水の量が一時的に増えて浸水被害の原因となることがあります。下水道は、このような浸水から暮らしを守るために、雨水をすみやかに排除する役割も担っています。



雨水対策について

浸水被害の多い地域では新たに「雨水貯留施設」をつくったり、地盤が低く雨水が自然に流れない地域については、雨水を強制的に川や海に流すための施設として「雨水ポンプ場」をつくって浸水被害を少なくしています。

新潟市では床上浸水など被害の大きかった地域について 10 年に一度の確率で降る雨の強さ（概ね 1 時間あたり約 50 ミリ）をもとに下水道施設の整備を進めています。



平成10年8月4日 西区坂井東



坂井輪雨水1号幹線(見学会の様子)

大雨が降ったときに、一時的に雨水を貯めておき、貯めた雨水は晴れた日に川へ流します。

防水板設置工事、住宅・駐車場かさ上げ工事助成制度をご活用ください。

浸水被害を軽減するため住宅、店舗、事務所等の敷地内に防水板の設置工事を行った場合に助成金を交付します。また、住宅・駐車場のかさ上げ工事に対して助成金を交付します。助成を受ける場合は、事前に助成金交付申請書を提出してください。詳細は下水道計画課へお問い合わせください。☎025(226)2982

防水板設置助成

- 助成対象者：新潟市内に家屋、店舗、事務所等を所有または使用する方
- 助成区域：浸水被害(床上・床下・店舗・車庫浸水)が発生した、又は発生する恐れがある区域の家屋、店舗、事務所等

工事費に対する助成率

助成率	上限額(建物1棟当り)
1/2	50万円

住宅かさ上げ助成

- 助成対象者：新潟市内に住宅を所有する方で、交付決定以降に着手する工事が対象
- ※かさ上げ前の住宅高さの確認が必要となります。
- 助成区域：平成10年8月4日及びそれ以降に床上浸水被害が発生した区域

工事費に対する助成率

助成率 1/2、上限額 100万円
(標準工事単価×建築面積×1/2=助成金)
※支払額が標準単価より安価になる場合は、その支払額の 1/2

駐車場かさ上げ助成

- 助成対象者：新潟市内に住宅に付属した駐車場を所有するまたは使用する方
- 助成区域：浸水被害(床上・床下・車庫浸水など)が発生した区域または発生する恐れがある区域

工事費に対する助成率

助成率 1/2、上限額 10万円
(標準工事単価×駐車場面積×1/2=助成金)
※支払額が標準単価より安価になる場合は、その支払額の 1/2

なるほど！ ザ・下水道

下水道のお金のしくみってどうなっているの？

下水道にかかるお金は、まちに降った雨をすみやかに排除する雨水処理費と、私たちが使った汚れた水をきれいにする污水处理費に分けられます。自然現象である雨水の費用は税金(公費)で負担し、汚れた水をきれいにする費用は、下水道使用料(私費)として、皆さんから負担していただいています。

雨水を排除するお金は税金(公費)を使います



まちに降った雨をすみやかに排除し、浸水から暮らしを守ります。

汚れた水をきれいにして川にもどすお金は下水道使用料(私費)を使います



家庭やお店、工場から出る汚れた水をきれいにして川に戻します。

下水道の費用はどれくらいかかるの？

令和6年度の総事業費は、建設費・維持管理費・借入金の返済など、668億円かかりました。そのうち、132億円は下水道使用料、1億円は受益者負担金・分担金として皆さんから負担していただきました。なお、下水道使用料等の他には、国からの交付金や企業債の借入、税金(公費)を使っています。

下水道使用料の使いみち



受益者負担金・受益者分担金



受益者負担金・受益者分担金って何？



A. 下水道施設建設費の一部を負担していただくものです。

公共下水道が整備されると、私たちの生活はより快適になり、自然環境の維持・保全にも役立ちます。しかし、下水道施設は道路や橋と違い、利用できる地域や人が限られています。そこで、下水道処理が可能になった区域の皆さんから下水道管などの施設の建設費の一部を負担していただき、より一層の整備促進を図ろうというのが「受益者負担金」「受益者分担金」制度です。



- **受益者負担金とは** 都市計画事業認可に基づき整備した下水道事業である場合（根拠法：都市計画法）
- **受益者分担金とは** 都市計画事業認可に基づかず整備した下水道事業である場合（根拠法：地方自治法）

① 負担金・分担金の対象と納めていただく方（受益者）

下水道が整備される区域内で、毎年、年度当初に負担金・分担金を新たに賦課する区域を告示します。この告示された区域内のすべての土地が負担金・分担金の対象となり、その土地を所有している方（受益者）から負担金・分担金を納めていただきます。ただし、その土地が地上権・永小作権・質権などの目的となっている場合は、その権利者が受益者となり、土地の所有者に代わって負担金・分担金を納めていただくことができます（借家人やアパートに入っている方は受益者ではありません）。

※土地の所有者、面積、土地の権利等を確認するため、受益者申告書を7月に郵送するので、期限までに提出してください。内容に変更等がある場合は、その旨記載してください。

**新潟市では、市民負担の公平性を確保するために債権管理を強化しています。
負担金、分担金は滞納処分が可能な債権です。必ずお納めください。**

② 負担金・分担金額

受益者負担金・分担金は、その土地に一度限り賦課されるもので、1㎡あたり300円（1坪あたり約1,000円）です。

（例）200㎡（約60坪）の
土地を所有している場合
 $300円 \times 200㎡$
 $= 60,000円$ となります。

申告書の提出から
負担金の納付まで

① 受益者申告書の提出
（7月中旬郵送・提出期限8月中旬）

② 負担金・分担金の賦課
（決定通知書・納付通知書郵送11月）

③ 負担金・分担金の減免と猶予

負担金・分担金は、その土地の利用状況により減免されますので対象となる方は申請してください。また、農地等(公簿・現況ともに農地の場合)は宅地化までの期間、係争中の土地は係争事由が解決するまでの期間、災害・盗難など事情があると認められる場合は市長が認める期間、徴収猶予の対象となりますのでご相談ください。

減免の主なもの(減免率 25～100%)

- | | |
|--------------------------|-------------------------------------|
| (1)自治会等が所有する施設用地(集会所等) | (5)公共性の高い私道(公道から公道へ通する幅 1.8m 以上の私道) |
| (2)生活保護受給者が受益者である土地 | (6)社会福祉法に規定する施設用地(保育所、養護老人ホーム等) |
| (3)墓地用地 | (7)学校教育法に規定する学校用地 |
| (4)開発行為等により、下水道施設を寄付した土地 | (8)神社、寺院等の境内地 |

注意！減免・猶予を受けた土地の申請理由が消滅したときは、すみやかに減免・猶予の取り消しを申し出てください。(例：農地を宅地に転用したとき)

④ 負担金・分担金の納期

負担金・分担金は、1年度目は年2回、2～5年度目は年4回に分け、5年間で計18回分割によって納めていただきます。なお、一括して納付することもできます。また、第1期の納期内(11月末日まで)に一括して納付された場合、前納報奨金の特典があります。

※納期の末日が土・日・祝日となる場合は、その翌日が納期限となります。

※指定された納期限までに納付されないときは、納付の日までの日数に応じて延滞金が発生します。

1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	納期
—	第3期	第7期	第11期	第15期	5月16日～ 5月末日
—	第4期	第8期	第12期	第16期	8月16日～ 8月末日
第1期	第5期	第9期	第13期	第17期	11月16日～ 11月末日
第2期	第6期	第10期	第14期	第18期	2月16日～ 2月末日

⑤ 前納報奨金

第1期納期内(11月末日まで)に、すべての納期分(1～18期)の負担金・分担金を一括して納付した場合は、その納付額に7.5/100を乗じて得た額(10円未満は切捨て)を差し引きします。ただし、徴収猶予または減免(私道減免は除く)の措置を受けた方、および官公庁は報奨金の対象とはなりません。

(例)負担金額(1～18期分の合計額)が
60,000円の場合
60,000円×7.5/100
=4,500円となります。
前納報奨金4,500円を差し引いた
55,500円を一括で納めていただきます。

⑥ 納付方法

納付書または口座振替で納めていただきます。

- 納付書の場合は、新潟市内に本・支店のある金融機関および市の窓口(市役所・下水道事務所・区役所・出張所・連絡所)で納めていただきます。
- 口座振替の場合は、登録していただいた口座から引き落します。

簡単・便利・確実な口座振替をぜひご利用ください。

- 口座振替を希望される方は、あらかじめ各下水道部署から口座振替依頼書を取り寄せたうえで、金融機関等の窓口で、通帳、お届け印、通知書番号が分かるもの(決定通知書、納付書など)をご持参のうえ、お申し込みください。

⑦ 受益者が変わった場合

土地の売買などによって受益者が変わった場合は、早めの届け出をお願いします。届け出により新しい受益者が納付することとなります。なお、新しい受益者は届け出た日以降、次の納期限分からとなります。

③ 負担金・分担金の納付 (5年間で18回分割納付)

下水道処理開始区域と排水設備



下水道が使えるようになったら？



A. すみやかに排水設備工事を行いましょう！

公共下水道が利用できるようになると、市ではその時期と区域を決定し、「処理開始区域」として公示します。これまでくみとり式だったご家庭は、この処理開始の日から**3年以内**に、水洗トイレに改造するように下水道法で定められています。また浄化槽の場合も、浄化槽を廃止して公共下水道に**すみやかに接続**することとなっています。

※宅地内に公共ますが設置されていて下流部の整備が終了していれば、処理開始前でも水洗化の工事を行います。この場合、使用許可が必要となりますが、指定工事店が手続きを代わって行います（使用許可を受けて水洗化工事を行った場合の使用料については11ページ参照）。



排水設備とは？

皆さんの宅地内に設置された公共ますに、トイレ・台所・浴室などからの汚水を流し込む施設のことを「排水設備」といいます。公共下水道が完成し、使用できるようになった区域（処理開始区域）では、**個人の負担**で排水設備を設置していただきます。なお、今まで浄化槽を使用されていたご家庭については、浄化槽の維持管理費が不要となります。

※公共ますは、公私境界から概ね1m以内の場所に設置します。

下水道には、汚水と雨水を分けて処理する「分流式」と、汚水と雨水とを同じ管で流し下水処理場へおくる「合流式」とがあります。

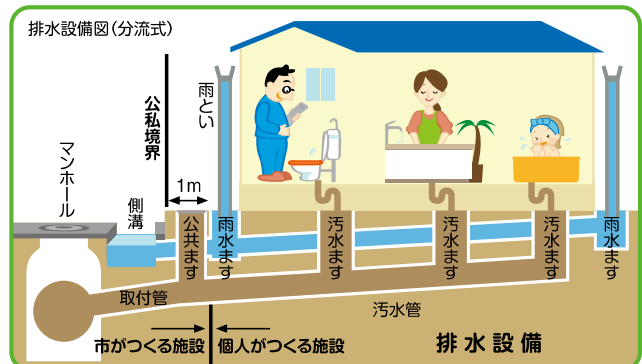


公共ます

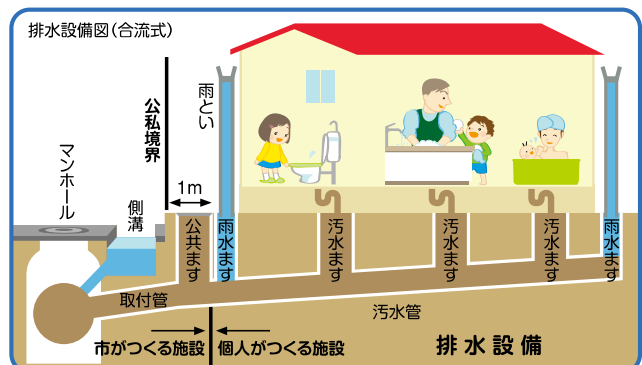
分流式では汚水は排水設備から道路の下にある汚水管を通して下水処理場へ、雨水は側溝や雨水管を通して、川や海へ送られます。

排水設備の設置例

● 分流式（雨水を公共ますに接続できない方式）



● 合流式（雨水を公共ますに接続する方式）



▶ 宅地内の排水設備ができるまで

① 指定工事店に申し込みましょう

- 排水設備の適正な設置と管理が行われないと下水道は十分な機能を発揮することができないため、**工事は市が指定する指定工事店に依頼してください。**(指定工事店は新潟市のホームページで検索できます。)

② 工事契約をするときは

- 見積書をもらい、費用や条件を検討してから契約しましょう。
- 融資・助成金制度を利用される方は、指定工事店へお伝えください。(詳しくは9ページ参照)
- 工事に関する手続き(確認申請)は、皆さんに代わって指定工事店が行います。

③ 確認書が交付されたら

- 確認申請後、市から確認書が交付されます。
- その後指定工事店と相談し、着工日を決めてください。

④ 工事開始

- 工事は通常2～3日で終わり、トイレの使えない期間は半日程度です。

⑤ 工事の完成と検査

- 工事の完成後、指定工事店が市に検査依頼書を提出し、検査の結果適当と認められると検査済証が交付されます。



工
事
前

完
成



検査済証

! 「無資格業者」にご注意ください!

無資格業者による工事を行った場合には
①工事のやり直しが必要となることがあります。
②水洗化工事のための各種助成制度(融資・助成)が利用できません。
など、皆さんにとって不利益となります。工事をする場合は、
「新潟市指定排水設備工事店」であることを確認し、依頼してください。

! 排水設備清掃の訪問販売にご注意ください!

排水設備の清掃について、法的な義務付けはありません。
排水設備に支障がなく、清掃の必要がないと思ったらハッキリ断ってください。

雨水の浸透ますと貯留タンクの設置にご協力をお願いします。

浸透ます・貯留タンクの設置に助成制度があります。

助成により設置できる建物は、新潟市内の一般住宅、店舗、アパート、事務所など、原則として雨どいがある建築物すべてで、既存建築物、新築、増改築を問いません。

設置の仕方で助成金がら通りあります。助成を受ける場合は事前に各下水道部署へご相談ください。

施設名	設置のしかた	助成の上限額(1基あたり)	助成の限度
浸透ます	単独で設置する場合	20,000円	設置数
貯留タンク	単独で市販の専用タンクを設置する場合	10,000円	1基まで
	浸透ますと同時に市販の専用タンクを設置する場合	20,000円	
	単独で個人製作のタンクを設置する場合	1,000円	
	浸透ますと同時に個人製作のタンクを設置する場合	2,000円	

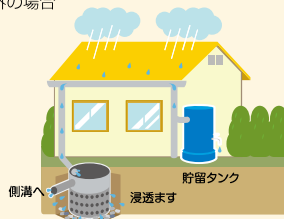
※現場条件等によっては技術基準に適合せず、設置できない場合もあります

設置後の
お願い

浸透ますは、ゴミがつかまらないように定期的に点検・清掃をお願いします。
貯留タンクは、大雨が予想されるときなどは、なるべく多くの雨水を貯めるため空にするをお願いします。

※ただし、以下の場合は助成対象となりません。

- ①下水道処理開始区域内で排水設備が未設置、または同時に設置しない場合
- ②市税、受益者負担金・分担金、下水道使用料を滞納している場合
- ③浸透ますの設置場所が急傾斜地や不透水性地質など、浸透に適さない場合
- ④貯留タンクの容量が100リットル未満の場合
- ⑤下水道法事業計画区域外の場合



水洗化工事の助成金・融資制度

排水設備工事の助成金・融資を受けることができます。

① 助成金について

◆水洗便所改造助成金

早期の水洗化を奨励するための助成金です。

助成の対象	単位	助成金額	
		30,000円	20,000円
くみ取り便所改造	便槽1槽につき	処理開始日から1年以内の改造工事	処理開始日から1年を超え3年以内の改造工事
し尿浄化槽便所改造	浄化槽1槽につき	※私道公共下水道設置制度を利用した場合で、処理開始日以降に私道公共工事が完了したときは、その完了日を処理開始日として助成します。	

●助成金の 手続きについて

- ①工事を申し込む時に、指定工事店が助成対象かどうか調べます。
- ②助成対象ならば、指定工事店が皆さんに代わって市へ助成金申請書を提出します。
- ③工事が完了して検査合格後、皆さんの銀行口座へ振り込まれます。
- ④処理開始日前に使用許可を受けた改造工事の場合も対象になります。

◆排水設備工事配管延長助成金

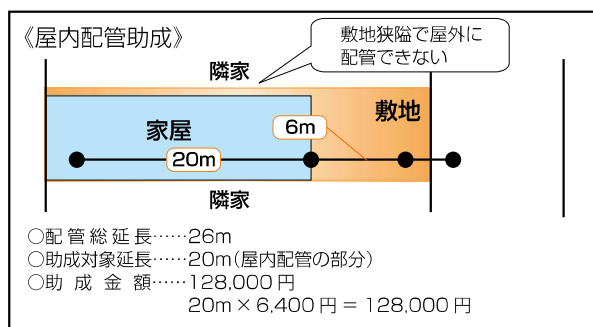
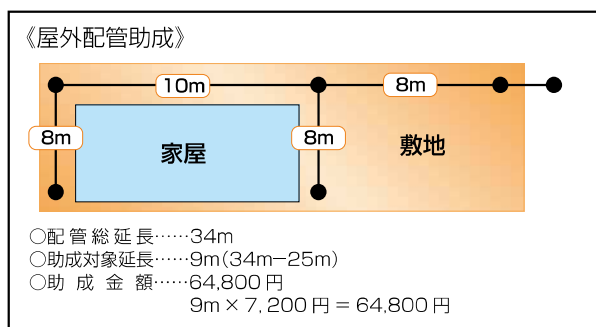
敷地が広く配管が長くなる場合や、敷地が狭く屋内に配管をせざるを得ない場合など、工事費の一部を助成します。

種別	助成内容
屋外配管助成	公共ますから上流に新設する配管延長が25mを超える部分について、1m当たり7,200円を助成します。 ※上限30m
屋内配管助成	敷地狭隘などで、屋外に配管できない場合、新設する屋内配管部分について、1m当たり6,400円を助成します。 ※上限30m

●助成内容

- ①屋外配管延長助成は、公共ますから上流の新設配管延長が25mを超える部分に助成します。
- ②屋内配管延長助成は、屋外との境界から屋内に配管する部分に助成します。
- ③助成対象は、処理開始日から3年以内の改造工事です。

●助成例



◆排水設備工事(私道等共同管)助成金

皆さんが協力して設置する排水設備のうち、共同で利用する部分の工事費の一部を助成します。次ページの私道公共下水道設置制度に該当しなかった場合等にご利用ください。

●助成内容

- ①2戸以上の家屋が協力して排水設備を設置する場合(補修も含む)、共同で利用する部分の工事費(市長が別に定める助成基準工事費)の4/5を助成します。
- ②貸家等については、3戸以上で利用する排水設備を設置する場合(建替・補修は除く)、処理開始日から1年以内に工事を完了できる場合には3/4を助成し、それ以降は2/3を助成します(市税、下水道事業受益者負担金・分担金、下水道使用料を滞納していないことが条件です)。
- ③法人の所有する建物は助成対象外ですが、戸数には含めることができます。
- ④工事に関する手続きは、宅地内の排水設備と同じ扱いになりますので指定工事店に相談してください。



② 融資について

◆排水設備設置資金融資制度 排水設備にかかる工事費を無利子で貸し出します。

(※注)金融機関の貸付規定に基づき、直接金融機関と契約していただくことになります。
事前に審査が必要です。借入れを希望する金融機関へご相談ください。

融資の対象	単位	金額		利率	償還方法
くみ取り便所改造	大便器1個につき	100万円以内	※改造する大便器1個増す毎に20万円以内増	無利子	60ヵ月以内で 元金均等
し尿浄化槽改造	浄化槽1槽につき		※改造する浄化槽1槽増す毎に20万円以内増		

●融資の手続きについて

- ①工事を申し込むときに、指定工事店に融資を受けたい旨お伝えください。
- ②工事が完了して検査合格後、皆さんのお宅に融資の手続きに必要な「竣工検査合格证」と「借入申込書」を郵送しますので、その書類を持って取扱金融機関へ行き、融資契約をしてください(※注)。
- ③処理開始日前に使用許可を受けた工事の場合も利用できます。

取扱金融機関(新潟市内の各本店・支店)

・第四北越銀行 ・新潟信用金庫 ・労働金庫
・大光銀行 ・協栄信用組合 ・各農業協同組合
・きらやか銀行 ・興栄信用組合
・加茂信用金庫 ・はばたき信用組合
・三条信用金庫 ・新潟縣信用組合
・新発田信用金庫 ・巻信用組合

③ 助成金・融資を受けるには

助成金・融資を受けるには、市税、下水道事業受益者負担金・分担金、下水道使用料を滞納していないことが条件です。**新築および法人は対象外です。**

※水洗化工事と同時にトイレを改造する場合で、高齢者および障がい者向け住宅リフォーム助成制度を利用する場合は、事前にお住まいの区役所健康福祉課へご相談ください。

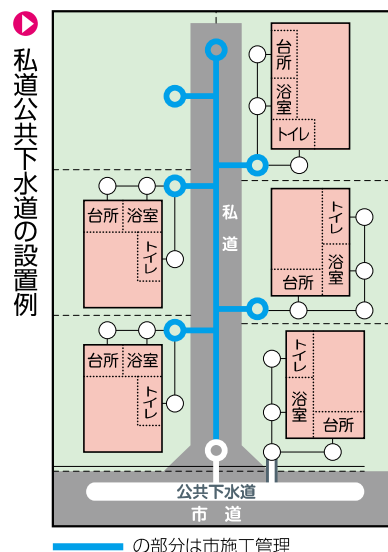
私道でも市が公共下水道を設置する制度があります。

◆私道公共下水道設置制度

私道でも下記申請条件がすべて満たされている場合に、市が公共下水道を設置する制度です。詳しくは下水道事務所へご相談ください。

●申請条件

- ①私道が処理開始区域内にあること(処理開始予定区域も含む)。
- ②建築基準法で建築が可能な敷地内に係る道路で、原則として幅員が1.8m以上あること。
- ③所有者の異なる利用家屋が原則として2戸以上あること。ただし、所有者が官公庁、及び法人のみの場合は対象となりません。
- ④原則として私道に面する全員が下水道の整備を希望すること。
- ⑤私道所有者全員の下水道管理設の承諾があること。
- ⑥私道への工事完了後、すみやかに排水設備(トイレ、台所、浴室などの汚水を流し込む施設)を設置し、下水道への接続工事を行うこと。



下水道使用料



下水道を利用するといくらかかる？



A. 排出汚水量に応じて、
料金が変わります。

公共下水道が完成し、下水道を使用しはじめると、使った水の量に応じて「下水道使用料」を納めていただきます。皆さんから納めてもらった使用料は、家庭や工場などから排出された汚水をきれいな水に再生して河川に放流するための維持管理費や、施設建設にかかる経費の一部にあてられます。



① 下水道使用料の計算

次のように決められた汚水量に応じ、料金表に基づいて計算します。

- 水道を使用している方 …………… 水道の使用水量を汚水の排除量とみなします。
- 井戸水等を使用している方 …………… その使用状況に応じて認定します。
- 水道水と井戸水を併用している方 …………… 合算した水量となります。

井戸水の使用を開始したとき、又は使用をやめたり使用状況に変更があった場合は、すみやかにご連絡ください。

② 下水道使用料の納め方

- 2 か月に一度、水道料金といっしょに納めてもらいます。
- 納付方法は納入通知書と口座振替の2通りがあります。すでに水道料金を口座振替で納めている方は、下水道使用料も同じ口座から徴収させていただきます。
- 口座振替依頼書の郵送をご希望の方は、水道局お客さまコールセンターまでご連絡ください。記入した依頼書は、同封の返信用封筒にて返送するか、金融機関の窓口へ直接ご提出ください。また、口座振替で納める方は、ご希望により毎月振替が可能です。毎月振替のご依頼についても水道局お客さまコールセンターまで ☎0120-411-002

簡単・便利・確実な口座振替をぜひご利用ください。

下水道使用料(2か月分)

平成16年7月1日適用

用途	区分	汚水排除量	使用料
一般汚水	基本料金	20㎡まで	2,380円
	超過料金	21～60㎡	1㎡につき158円
		61～200㎡	1㎡につき191円
		201～1,000㎡	1㎡につき246円
		1,001㎡以上	1㎡につき314円
公衆浴場 汚水		1㎡につき14円	

※下水道使用料は「基本料金」と「超過料金」の合計額(10円未満の端数が生じたときは切捨て)に消費税分を加算して算出し、1円未満の端数は切捨てます。

下水道使用料早見表(2か月分)

※()内は消費税相当額10%を再掲

水量 (㎡)	使用料 (円)	水量 (㎡)	使用料 (円)	水量 (㎡)	使用料 (円)
0-20	2,618(238)	41	6,259(569)	62	9,988(908)
21	2,783(253)	42	6,435(585)	63	10,197(927)
22	2,959(269)	43	6,611(601)	64	10,406(946)
23	3,135(285)	44	6,787(617)	65	10,615(965)
24	3,311(301)	45	6,963(633)	66	10,824(984)
25	3,487(317)	46	7,128(648)	67	11,033(1,003)
26	3,652(332)	47	7,304(664)	68	11,242(1,022)
27	3,828(348)	48	7,480(680)	69	11,451(1,041)
28	4,004(364)	49	7,656(696)	70	11,671(1,061)
29	4,180(380)	50	7,832(712)	75	12,716(1,156)
30	4,356(396)	51	7,997(727)	80	13,772(1,252)
31	4,521(411)	52	8,173(743)	85	14,817(1,347)
32	4,697(427)	53	8,349(759)	90	15,873(1,443)
33	4,873(443)	54	8,525(775)	95	16,918(1,538)
34	5,049(459)	55	8,701(791)	100	17,974(1,634)
35	5,225(475)	56	8,866(806)	150	28,479(2,589)
36	5,390(490)	57	9,042(822)	200	38,984(3,544)
37	5,566(506)	58	9,218(838)	300	66,044(6,004)
38	5,742(522)	59	9,394(854)	400	93,104(8,464)
39	5,918(538)	60	9,570(870)	500	120,164(10,924)
40	6,094(554)	61	9,779(889)	1,000	255,464(23,224)

【40㎡使用の場合(2ヵ月)】

水道料金	6,468円
下水道使用料	6,094円
お支払い額	12,562円

【60㎡使用の場合(2ヵ月)】

水道料金	9,328円
下水道使用料	9,570円
お支払い額	18,898円

※メーター口径13mm、消費税10%で計算しています。

下水道使用料計算例

＜汚水排除量が2か月で42㎡の場合＞

- **基本料金**
20㎡までの分 **2,380円**
- **超過料金**
21～60㎡までの分(22㎡)
22㎡×158円 **3,476円**

計**5,856円**

10円未満切捨てのため料金は
5,850円

この額に消費税10%を加算します。
5,850円×1.10 **6,435円**
(1円未満切捨て)

6,435円(税込)となります。

下水道使用料の自動計算ができます

下記へアクセスしてください。

<https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/jyogesuido/gesui/jueki/charge.html>



スマートフォンの
方はこちらから

●下水道使用料のページ



用途を選択してから2か月分の
汚水排除量を入力し「計算する」
ボタンをクリックしてください。

こちらが、2か月分の下水道
使用料になります。

●令和7年1月1日から
水道料金が改定されました。
下水道使用料の変更はありません。

下水道利用の注意点



下水道には何を流してもいいの？



A. 下水道は何でも流せるわけではありません!!

油やごみを流せば下水道がつまる原因となります。また、ガソリン、シンナーなどの危険物も流さないでください。

下水道施設は、下水道管、ポンプ場、下水道処理場で構成されていて、長い年月とたくさんのお金をかけてできました。これらの施設は一刻も休むことなく働き続けていますが、油やごみが下水道管につまると、事故や故障などを起こすこともあります。下水道が、いつでも自然にやさしく、皆さんの生活を快適に保てるように、下水道を正しく使い、十分ないたわりをお願いします。



なるほど！ ザ・下水道

目に見えない微生物が大活躍!!

下水処理場に送られてきた汚水をきれいにしているのは、実は、肉眼で見えないバクテリア(細菌)や原生動物などです。これらの微小な生物が、汚れた水に溶けている有機物を食べることで、汚水は分解・浄化され、きれいな水になります。



気をつけて ください!

下水管のつまり・故障・事故の原因となります。



野菜や残飯



燃やすごみとして出すか、コンポスト(生ごみ処理器)でたい肥にしましょう。

使えなくなった油



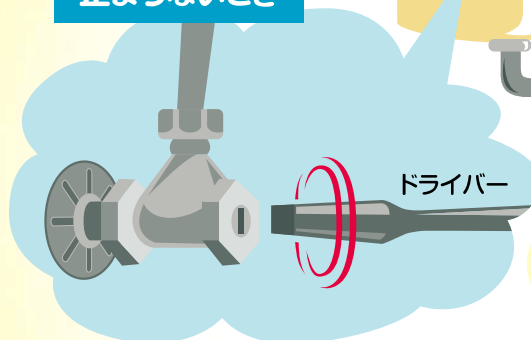
下水管をつまらせたり、処理場の働きに悪い影響を与えます。ペットボトルに入れて回収に出すか、新聞紙・ぼろ布・油処理袋などにしみこませて、燃やすごみに出しましょう。

事業者の方へ

ラード等の油脂類は、下水管の中で固まりやすくつまりの原因となります。

故障のときは…

トイレの水が
止まらないとき



トイレ使用後に水が止まらなかったり、便器にいつもちょろちょろと水が流れている場合は、タンク給水管についている「止水せん」をドライバーで閉めて水を止めてください。次にタンク内の鎖・フロート弁などを調べ、修理が必要なら指定工事店に依頼してください。

便器がつまって
流れないとき



便器がつまって流れないときは、排水の穴を全部ふさぐようにラバーカップを押しつけ、勢いよく手前に引きます。軽度のつまりなら簡単に直るので、備えておくと便利です。トイレペーパーの使いすぎで、つまることがありますので注意しましょう。

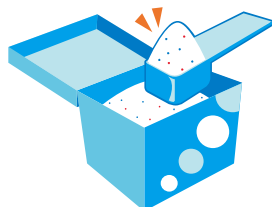
皆さんが設置した排水設備が故障したときは、施工した指定工事店または専門業者・専門店に連絡してください。

ディスポーザを
使用する場合は

生ごみを粉碎し細かくして排水口に流す機器（ディスポーザ）は、「ディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（公益社団法人 日本下水道協会策定）」に適合しているものしかで使用できません。

※ディスポーザを設置する場合は「新潟市指定排水設備工事店」に依頼してください。

合成洗剤



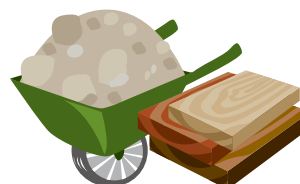
大量の合成洗剤は、泡立ちのもとになったり、処理場の働きを低下させたりして、完全には処理されません。洗剤は適量を使用しましょう。

水に溶けない紙など



ティッシュペーパー・紙おむつ・タバコ・ガム・髪の毛などは、つまりの原因になります。水洗トイレには必ずトイレペーパーを使いましょう。

有害・有毒・危険物



土砂・セメント・木片・廃油などの廃棄物を流すと、下水管がつまって下水があふれてしまいます。マンホールや汚水ます、側溝には有害・有毒・危険物を捨てないでください。

皆さんのご迷惑となりますのでグリーストラップを常に清掃してください。

下水道についてのお問い合わせ先

下水道についての情報は
ホームページでもご覧に
なれます。

新潟市下水道

検索

●下水道の接続、助成金、使用料に関すること

東部地域下水道事務所

- 業務係 025(281)9561
- 排水設備係 025(281)9562

西部地域下水道事務所

- 業務係 025(370)6371
- 普及推進室 025(370)6372

●下水道整備に関すること

東部地域下水道事務所 計画調整係 (北・東・中央・江南区)
025(281)9563

西部地域下水道事務所 計画調整係 (秋葉・南・西・西蒲区)
025(370)6373

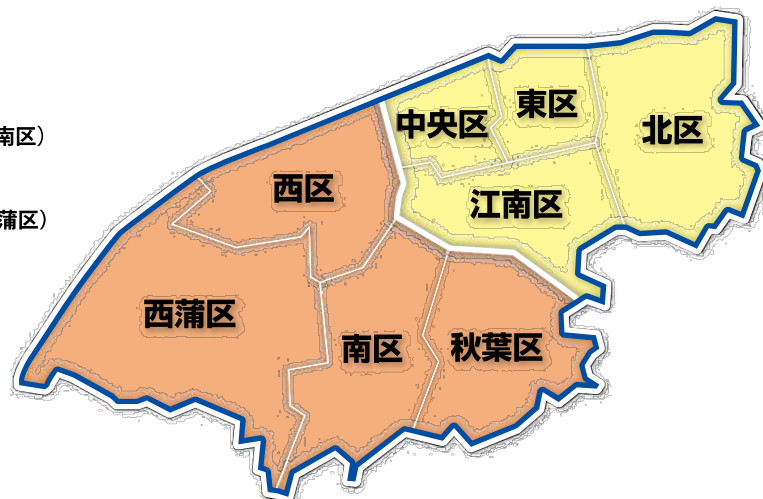
●下水道管などの維持管理に関すること

下水道管理センター 維持管理課

- 維持第一係 (東区、中央区、江南区、南区、西区、西蒲区)
- 維持第二係 (北区、秋葉区)
025(281)9060 (代表)



スマートフォンの
方はこちらから



土・日や夜間で急を要する事項については、各区役所の代表までお問い合わせください。

北 区	025(387)1000	中央区	025(223)1000	秋葉区	025(23)1000	西 区	025(268)1000
東 区	025(272)1000	江南区	025(383)1000	南 区	025(373)1000	西蒲区	025(673)1000



**気をつけて
ください!**

水道水を融雪に使用する場合、
使った水量に応じて水道料金と**下水道使用料**がかかります。

少しずつ流しているつもりでも、一晩中使い続けると相当な水量になります。
思わぬ高額料金の請求につながる場合がありますので、使い方にはご注意ください。
また、冬期の水道水は水温が低く、効果的な融雪が期待できない場合や
散水後に凍結してしまう場合もあります。気をつけてご利用ください。